

がん教育外部講師派遣事業実施要綱

(目的)

第1 本事業は、児童生徒の発達段階に応じたがん教育を推進するため、医師や看護師等の医療従事者を外部講師として派遣することにより、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図り、もってがん教育の授業内容をより充実させることを目的とする。

(県の役割)

第2 本事業の実施に当たり、宮城県は事業の全体調整、関係機関との連携及び周知を行うものとする。

(事業内容)

第3 本事業は、県内のがん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の協力の下、外部講師による「がん教育」の実施を希望する学校に医師や看護師等の医療従事者を派遣する。

(実施対象)

第4 本事業の実施対象は、仙台市立及び私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校とする。

(実施方法)

第5 外部講師の派遣申込等の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外部講師の派遣を希望する学校(以下「実施校」という。)は、「がん教育外部講師派遣事業申込書」(様式1)を原則として実施希望日の2か月前までに、宮城県保健福祉部健康推進課（以下「健康推進課」という。）に提出するものとする。
- (2) 健康推進課は、拠点病院に講師派遣を依頼する。拠点病院は、講師と日程調整の上、派遣の可否について、健康推進課に回答する(様式2)。健康推進課は、実施校に決定通知を送付するとともに、健康推進課は仙台市教育委員会（仙台市立の各学校に限る。）にその写しを送付するものとする。
- (3) 実施校は講師と連絡を取り、授業に関する具体的な打合せを行うものとする。打合せは、「がん教育打合せシート（参考様式）」を参考に、学校が主体となって進め る。
- (4) 講師は、「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」（文部科学省発行）に留意 した上で事業を実施する。

(5) 実施校は、外部講師を活用したがん教育実施後3週間以内に、健康推進課に「がん教育外部講師派遣事業実施報告書」(様式3)及び「がん教育アンケート(様式4)」を提出するものとする。健康推進課は、その写しを仙台市教育委員会(仙台市立の各学校に限る。)に送付するものとする。

(経費)

第6 外部講師派遣に係る費用負担(謝金、交通費等)は、拠点病院が負担するものとする。ただし、プロジェクターの準備や配布資料の印刷等の必要経費は、実施校が負担するものとする。

(庶務)

第7 外部講師派遣に関する庶務は、健康推進課において所掌するものとする。

(その他)

第8 その他、この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月8日から施行する。